

京都大学	博士（文学）	氏名	北島 義和
論文題目	不特定多数のアクターを含んだ自然資源管理に関する社会学的研究 ——アイルランド共和国における農村アクセス問題の分析から——		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文の目的は、農村において土地を法的に所有する人々と、主に都市から農村に 来訪してその土地をレクリエーションのために利用する人々との間に生じる対立であ る「農村アクセス問題」の諸相を、アイルランド共和国における山歩きを事例に考察 することを通じて、自然資源管理をめぐる社会科学研究に新たな視点を提示するこ とである。</p> <p>序章では、まず農村アクセス問題の歴史と現在について概観する。そして、主にコ モンズ論・環境ガバナンス論の領域で展開されている、複数のアクターおよび利用形 式を伴った自然資源の管理についての社会科学的な研究、すなわち複数的資源管理論 について整理する。農村アクセス問題の現場においては、この複数的資源管理論にお いてこれまで用いられてきた「対話アプローチ」、「システム・アプローチ」、「正 義アプローチ」といった分析視角では捉えきれないような事態がしばしば発生する。 しかし、そのような状況下で現場の農民やレクリエーション利用者がいかなる実践を おこなっているのか、あるいはそこで両者の間にいかなる関係性が成立しうるのかと いった問題については、これまでの複数的資源管理論では明らかにはされてこなかつ たのである。</p> <p>第1章では、アイルランドについての概説をおこなう。アイルランドの農村において は、山歩きを中心としたウォーキング活動をめぐって農村アクセス問題が1980年代後 半頃から顕在化し、1990年代後半には社会問題のひとつとして捉えられるまでになっ た。他方で、アイルランドでは私的所有された土地を歩くことに関する公衆の包括的 な権利は、これまで設定されてこなかった。その理由としては、歴史的経緯によりア イルランドでは土地とりわけ農地の私的所有権が法的にも社会的にも支持されてきた こと、問題は経済的劣位にある西部地域で多く発生していて公衆アクセスの道徳的 正当化が難しいこと、そして「公衆の伝統的権利」として農村アクセスを捉える確固た る基盤が存在していないことなどがあげられる。他方で、政府が奨励してきた農村ア クセス問題についての利害関係者の対話の場は現在に至るまで大きな進展を見せず、 私的所有地への公衆のアクセスを融通するためのシステムも限られた地域においてし か機能していない。本論文は、このようなアイルランドにおいて農村アクセスをめぐ ってなされてきた実践の諸相について、フィールドワークなどの質的調査法を通じて 検討する。</p> <p>第2章では、1980年代から90年代までの農村アクセス問題について分析をおこなう。</p>			

アイルランドにおいては1980年代から農村アクセス問題が徐々にクローズアップされるようになっていったが、そこに大きな役割を果たしたのは1980年代後半に起こった二つの社会問題であった。ひとつは、農民の管理者責任問題である。これは地域のガソクラブによる農地上での狩猟をめぐる問題として始まったが、やがて農民団体は関係者を増やすフレーム変更をおこない、他のレクリエーション利用者、とりわけウォーカーを巻き込んでいった。もうひとつは、共有地分割問題である。アイルランドでは1980年代から共有農地の分割が進んでいったが、これに農業の見地から反対する農民が、分割が進めばレクリエーション利用が不可能になるとのフレームの変更をおこなって、ウォーカーを自らの反対運動に巻き込んでいった。そして、とりわけ後者の共有地分割問題をめぐっては、そのようにフレームが変化していく中で分割反対派の農民、そして後には分割に賛成する農民までもが、地域におけるより良き生活を実現するための便宜的な手段として、不特定多数のウォーカーの農地へのアクセスを積極的に容認する立場をとったのである。

第3章では、農村アクセス問題へのレクリエーション利用者の対処について考察する。現在アイルランドにはウォーカーを代表する全国団体が2つあり、一方のKIOは公衆アクセスの回復という正義、他方のMIは農民とのパートナーシップという対話の観点から、それぞれ農村アクセス問題を捉え、互いに対立しているが、両者の方針は農村アクセス問題への対処という点では、共に課題も抱えている。他方、フィールドワーク地域を中心に多地点的に活動する登山クラブは、「農民との良好な関係」という論理を用いて山歩きをめぐる「あるべき姿の楽しみ」を追求しながら、顔見知りの農民に対しても、たまたま出会う農民に対しても、そして出会うことのない農民に対しても一定の配慮を遂行してきた。このKIOともMIとも異なるクラブの対処実践は、農民とできるだけ共存しつつこれまで通りのレクリエーションをおこなっていくための作法として、農村アクセス問題の現場で機能している。つまりここでは、レクリエーションの論理に基づいたウォーカーの日常実践の中から、不特定多数の農民に対して開かれた構えが生まれてきているのである。

第4章では、農民とウォーカーの環境認識がいかに共存しうるかについて検討する。フィールドワーク地域においては、農民とウォーカーは土地の利用目的やそこでの活動を異にしているが、「場所」の構築という、環境との関わりの形式においては共通点も存在している。しかし、地域における両者の対話の場は、そこに参与してこない外部アクターの影響力のため、互いの環境認識をすり合わせていくような契機とならなかった。他方で、そのような状況においても、農民はウォーカーを中心とする山岳レスキューの活動を多かれ少なかれ主体的に受け入れており、そこでは一種の「災害ユートピア」が形成されている。そして、この山岳レスキューのメンバーは自らの活動の円滑化のために、農民の環境認識について学問的な手法も用いながら習得しようとしており、農村アクセスについての対話の場とは別のところで、農民とウォーカー

の環境認識が会う契機が生まれている。ただし、このような契機は利害関係者が「場所」を共に作り上げていくという営みとは異なったものであり、自身の便宜を図ろうとする実践から生まれてくる本質的に一方向的な回路である。しかし、そのような回路は相手側の環境認識を少なからず肯定し、その存在を包摂するものになっているのである。

第5章では、農村アクセス問題を抱える現場の農民たちがいかなる実践をおこなっているかについて考察する。フィールドワーク地域は農村アクセスをめぐる対話の場もシステムもうまく機能していない状況にあるが、ウォーカーに利用される農地を所有する農民たちからは、「土地は自分が生まれる前にも、死んだ後にもそこにある。だから、ウォーカーを止めるべきではない」という語りが聞かれる。他方で、ウォーカーのブロックをおこなった農民も、ウォーカーを許容する農民と同じような論理をブロックの理由として用いている。これは、「土地を適切に管理された形で次世代に相続する」ことが双方にとって重要なのであり、それが満たされていると考えられている限りブロックはされないが、それが脅かされる契機が感じられた場合にはブロックがおこなわれるためである。このように農地は農民たちにとって両義的な性格を持つ存在として立ち現れてきており、対話の場やシステムが機能不全に陥っている場合にも、所有する農地を代々受け継いでいくという反復的・継続的な営みを通じて、不特定多数のウォーカーの存在を包摂するような実践が展開されるのである。

終章では、それまでの議論を踏まえ、自然資源管理をめぐる社会科学的研究に新たな視点を提示する。各章の分析から見えてくるのは、アイルランドの農村アクセスをめぐる現場においては、農民とウォーカーは共に、対話やシステムや正義が必ずしも成立しない状況下にあっても、自らの日常実践にもとづいて不特定多数である互いの存在や利用を承認するすべを有してきたということである。そして、そのような日常実践から生まれる包摂の力が重なりあうところには、言わば「非定形な複数的資源管理」が析出されてくる。この「非定形な複数的資源管理」とは、複数のコミュニティがその複数性を維持したままで、対話やシステムや正義といった契機を経ずとも、それぞれが有する論理を通じて互いの存在を包摂し合っている状態のことである。このようなかたちの自然資源管理は、農地所有者の利害と公衆のレクリエーション利用との間のオルタナティブな関係構築のありようとして、私的所有権の優越性というアイルランドの社会環境とも折り合いをつけつつ、農村アクセスの現場において機能する場面を有している。また、この「非定形な複数的資源管理」は、これまでの自然資源管理研究において得られてきた重層的な所有や同床異夢に関する知見をさらに展開させるものであり、オルタナティブな自然資源管理のありようとしても一定の評価を与えることができる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近年注目されつつある自然環境への公衆アクセス権について、アイルランド北西部の農村アクセス問題を題材にして新しい視座と理解を提唱しようと試みた野心的な環境社会学的論考である。それと同時に、2008年9月から2014年8月まで、のべ40ヶ月にわたり実施した、長期の精密なフィールドワークに基づく貴重な環境民族誌的研究でもある。

グローバルな都市化の進展と市場主義的システムの統治は、逆に、多くの先進国社会において「田園回帰」や「自然との共生」の志向を生み出した。そうした状況のなかで、農山村地域の豊かな自然環境を「享受する権利」が強調され、近代市民社会の基礎である「私有財産の保全」とのあいだに激しい葛藤が生じるようになった。私有地である、景観豊かな田園や森林地域のなかに、自由に「歩く権利」を主張して「侵入」する人びとが大量に出現するようになったのである。

本研究は、歴史的にみてもこうした対立がもっとも尖鋭的に表出してきたアイルランド社会の経験を分析対象にとりあげる。そして、都市のウォーカーと地主である農民とのあいだの対立、折衝、妥協、合意の諸相を、1990年代以降の「コモンズ論」「環境ガバナンス論」を下敷きにしながら、その限界を克服する新たな視座を付加して考察を加えた画期的な論考となっている。

本論文の社会学的意義は以下の3点である。第一は、ヨーロッパ社会において「農村アクセス問題」として定式化されるこの問題を、環境社会学の「コモンズ論」「環境ガバナンス論」をめぐる議論の系譜に接続させ理論的検討の枠組を格段に深化・拡張した点である。これまでヨーロッパ社会における農村アクセス問題については、イギリスやデンマークといった19世紀後半から20世紀前半にかけて、法律によって公衆アクセス権を承認してきた社会と、アイルランドなど多くの国のように、法律によらずに両者の対立を法外のメカニズムの運用に委ねた社会との区別から出発する、法制度的議論の歴史社会学的研究が支配的であった。こうした研究視点と、1960年代の「コモンズの悲劇」以降誕生し、グローバル化が急速に進展する過程で発展していった環境社会学的「コモンズ論」やその状況をより複数のアクター間の調整過程としてとらえる「環境ガバナンス論」とは、別個の研究の系譜としてそれぞれ蓄積されてきた。しかし本論文は、土地所有者と外部からのアクセス権行使者のあいだの合意と了解を保証する三つのアプローチ（対話アプローチ、システム・アプローチ、正義アプローチ）を設定することによって、両者の視点の接点を構築し両者を架橋しようと試みている。この枠組を活用することで、伝統的な「コモンズ論」が前提にしてきた確固としたコミュニティ枠組からの制約や、「環境ガバナンス論」が陥りやすい「ネオリベラルなシステムによる統制重視」からも逃れることを可能にしている。

本論文の第二の意義は、方法論的な革新にある。これまでの伝統的コモンズ研究の視点は、コミュニティのメンバーが有する非所有の空間やモノに関する権利主張に置

かれてきた。こうした歴史的経緯があるため、特定のコミュニティを超えて権利の「侵犯」が発生する場合においても、研究の視点はその「侵犯」されるコミュニティの側に置かれることが支配的であった。しかし本研究は、私有権を「侵犯」される農民の側だけでなく、「侵犯」の主体となる「ウォーカー」側の参与観察も同時に行うことで、農民の側の対応や規範の多様性と「ウォーカー」側の立場や属性による見解と実践の複層性を統合的に捉えることに成功している。そしてそれがたんに中央政府や地方政府あるいは市場原理によって統制されているのではなく接触折衝の過程のなかに自律的で創発的な合意創出メカニズムがあることを明らかにしたのである。

本論文の第三のそして最大の意義は、この自律的で創発的な合意構築のメカニズムについて、日常実践にもとづく非定型な複数の資源管理として理論的に定式化しアイルランド社会における具体的事例の新たな解釈を提示した点にある。現在の「コモンズ論」的視座にたてば、「侵犯」される土地の所有者である農民が、彼らのコミュニティの慣習的知識を再創造しながら、多くの場合、「侵犯者」をコミュニティ成員に社会的・象徴的に変換することによって、新たなルールと規範をつくって事態に主体的に対応していくという構図が想定できる。しかしながら、アイルランドの農村アクセス問題の現場では、こうした状況は生まれておらず、「侵犯者」はアウトサイダーとしてのポジションを保持しながら、所有者と折衝・交渉をつづける。しかも、国家の法や制度にもたよらず、市場原理にも依存することなく、両者のあいだに多様でときに一回生起的な合意を産出しつづけているのである。本研究は、異質で多様な立場、属性、価値観同士が、共通の基準構築をすることなく協同して資源の共有を可能にしている基盤は、相互の日常実践を組織するハビトゥスであり、それが非定型な資源管理の仕組みとして農村アクセス問題の解決をはかっている過程を実証した。

このように本研究は、アイルランドでの長期フィールドワークと併行して、ダブリン大学トリニティカレッジ環境社会学研究室との協同討議を通して、その視点の核心を現地のみならず欧米の国際学会で発信し高い評価を受けてきた。

とはいえ本論文に問題がないわけではない。農村アクセス問題とコモンズ論を架橋する仕掛けとして導入した三つのアプローチが、論理階梯が異なっており、相互に排他的とはいえないものであり、さらにそれが論理的帰結というより恣意的な設定とも判断できる点は本論文の基本的枠組に疑問を生じさせるものとなっている。ただしこの点については十分自覚されており今後の研究の進展の中で解決できる問題である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2016年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。